

2013 埋計発第 269 号

2014 年 2 月 28 日

原子力規制委員会
原子力規制庁原子力防災課長
金子 修一 殿

日本原燃株式会社
濃縮・埋設事業所 埋設事業部
埋設計画部長 

「濃縮・埋設事業所 埋設事業部 原子力事業者防災業務計画」の内容の一部
読み替えについて

2013 年 12 月 25 日付、2013 埋計発第 200 号および第 201 号にて届け出ました
弊社「濃縮・埋設事業所 埋設事業部 原子力事業者防災業務計画」につきまして
は、原子力規制庁の組織改正等に伴い、添付資料のとおり読み替え致しますの
でご連絡致します。

添付資料

「濃縮・埋設事業所 埋設事業部 原子力事業者防災業務計画」読み替え表

以上

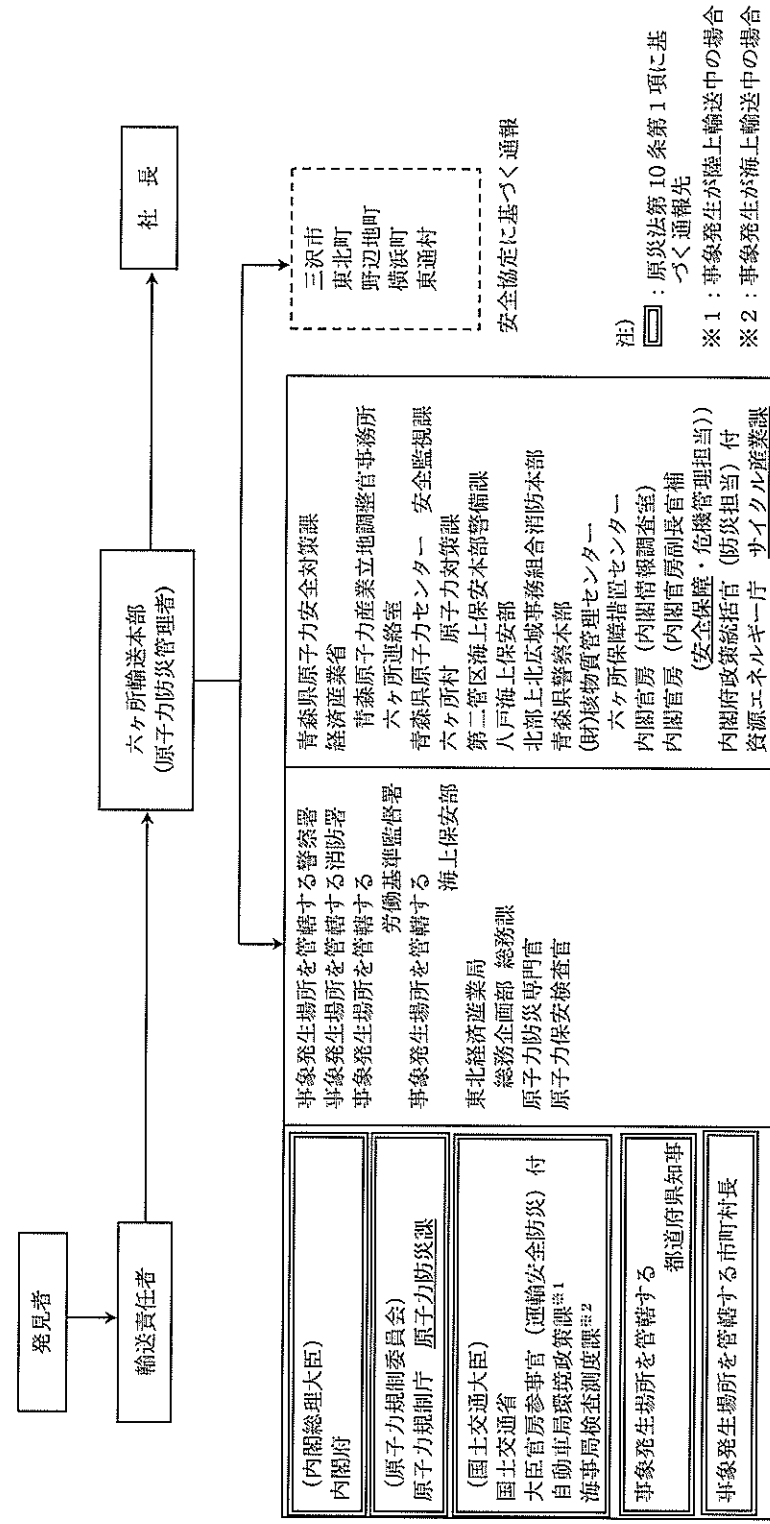
現行 (平成25年12月20日施行)	読み替え後	備 考
3	3	原子力規制庁の組織改正に伴う変更

現行 (平成25年12月20日施行)	読み替え後	備 考
原子力防災管理者 発見者 担当課長 連絡責任者 ※1 むつ労働基準監督署 ※1 経営本部人事部長 ※1 三沢市 東北町 野辺地町 横須町 東通村 ※1 地域本部地域交流部長 ※1 経済産業省 青森原子力産業立地調整官事務所 六ヶ所連絡室 注) 〇：原災法第10条第1項に基づく通報先 ※1：その他の関係機関 (むつ労働基準監督署、三沢市、東北町、野辺地町、横須町、東通村、経済産業省青森原子力産業立地調整官事務所六ヶ所連絡室) については、連絡責任者からフлакシミリ装置を用いて一斉に送信し、原子力防災要員等を通じ、送信した旨を電話で連絡する。 〇 (内閣総理大臣) 内閣府 〇 (原子力規制委員会) 原子力規制庁 原子力防災課 〇 (青森県知事) 青森県 原子力安全対策課 〇 (六ヶ所村長) 六ヶ所村 原子力対策課 内閣官房 (内閣情報調査室) 内閣官房 (内閣官房副長官補 (安全保障・危機管理担当)) 内閣府政策総括官 (防災担当) 付 東北経済産業局 総務企画部 総務課 原子力保安検査官 原子力防災専門官 青森県原子力センター 安全監視課 青森県警察本部 警備第二課 災害対策室 野辺地警察署 北部上北広域事務組合消防本部 六ヶ所消防署 八戸海上保安部 資源エネルギー庁 サイクル産業課	原子力防災管理者 発見者 担当課長 連絡責任者 ※1 むつ労働基準監督署 ※1 経営本部人事部長 ※1 三沢市 東北町 野辺地町 横須町 東通村 ※1 地域本部地域交流部長 ※1 経済産業省 青森原子力産業立地調整官事務所 六ヶ所連絡室 注) 〇：原災法第10条第1項に基づく通報先 ※1：その他の関係機関 (むつ労働基準監督署、三沢市、東北町、野辺地町、横須町、東通村、経済産業省青森原子力産業立地調整官事務所六ヶ所連絡室) については、連絡責任者からフлакシミリ装置を用いて一斉に送信し、原子力防災要員等を通じ、送信した旨を電話で連絡する。 〇 (内閣総理大臣) 内閣府 〇 (原子力規制委員会) 原子力規制庁 原子力防災政策課 〇 (青森県知事) 青森県 原子力安全対策課 〇 (六ヶ所村長) 六ヶ所村 原子力対策課 内閣官房 (内閣情報調査室) 内閣官房 (内閣官房副長官補 (危機対応・危機管理担当)) 内閣府政策総括官 (防災担当) 付 東北経済産業局 総務企画部 総務課 原子力保安検査官 原子力防災専門官 青森県原子力センター 安全監視課 青森県警察本部 警備第二課 災害対策室 野辺地警察署 北部上北広域事務組合消防本部 六ヶ所消防署 八戸海上保安部 資源エネルギー庁 原子力立地・核燃料サイクル産業課	原子力規制庁の組織改正に伴う変更 内閣官房国家安全保障局発足に伴う名称変更 資源エネルギー庁組織名称反映

別図4 原災法第10条第1項に基づく通報経路 (事業所内での事象発生時)

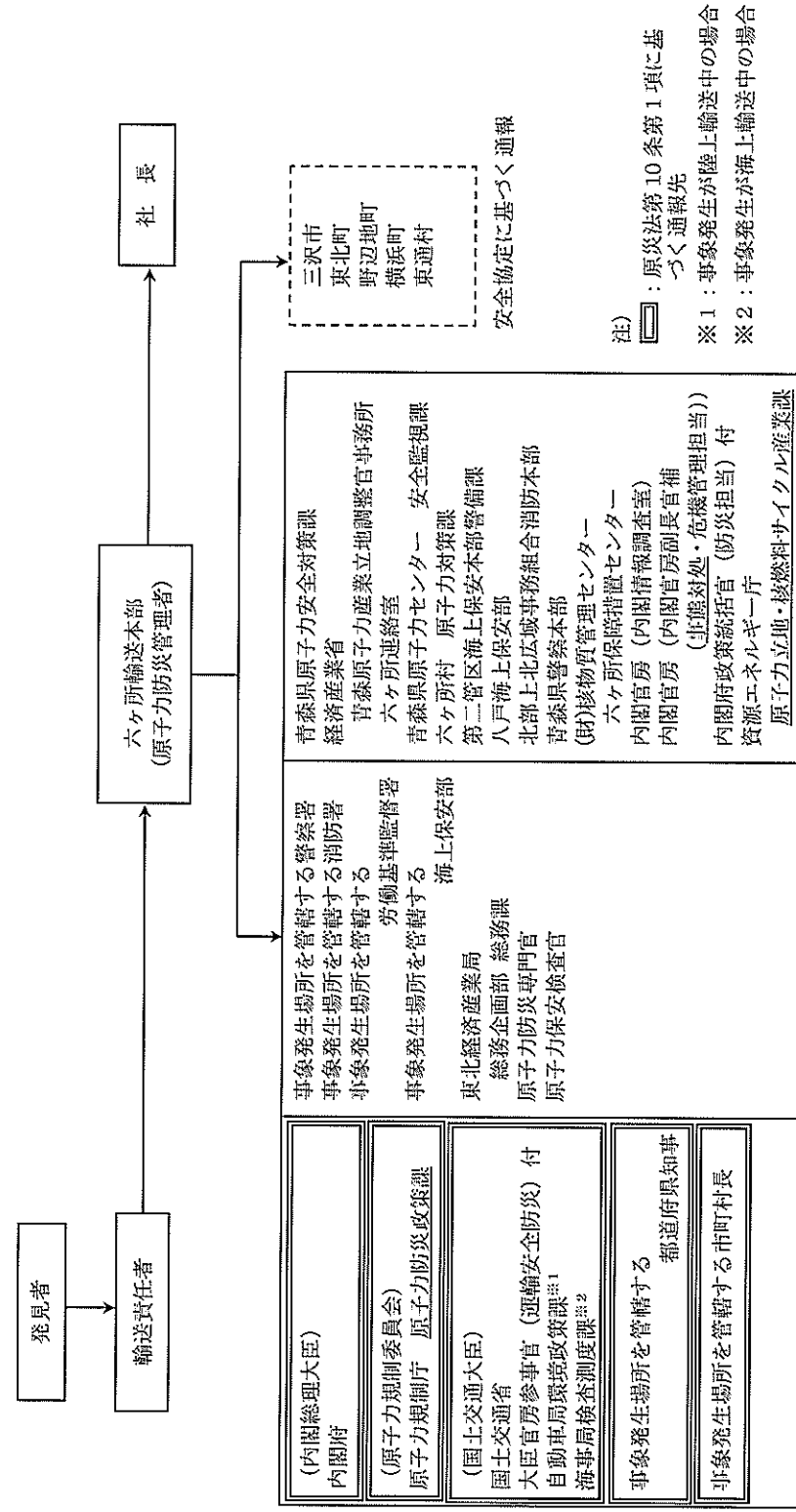
別図4 原災法第10条第1項に基づく通報経路 (事業所内での事象発生時)

現行 (平成25年12月20日施行)



別図5 原災法第10条第1項に基づく通報経路 (事業所外運搬での事象発生時)

読み替え後



別図5 原災法第10条第1項に基づく通報経路 (事業所外運搬での事象発生時)

備考

原子力規制庁の組織改正に伴う変更
内閣官房国家安全保障局発足に伴う名称変更
資源エネルギー庁組織名称反映

現行（平成25年12月20日施行）

読み替え後

備考

事業部対策本部	連絡先	備考
	内閣府（内閣総理大臣）	
	原子力規制庁 原子力防災課（原子力規制委員会）	
	内閣官房（内閣情報調査室）	
	内閣官房 （内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当））	
	内閣府政策総括官（防災担当）付	
	東北経済産業局 総務企画部 総務課	
	原子力保安検査官	
	青森県 災害対策本部	
	六ヶ所村 警戒本部又は災害対策本部	
	オフサイトセンター （原子力防災専門官）	
	国 現地警戒本部又は現地対策本部	合同対策協議会が設置され、これに参加している場合は、合同対策協議会を通じて連絡する。
	青森県 現地災害対策本部	
	六ヶ所村 現地連絡本部	
	八戸海上保安部	
	むつ労働基準監督署	
	北部上北広域事務組合消防本部	
	六ヶ所消防署	
	青森県警察本部	
	野辺地警察署	安全協定に基づく連絡
	経済産業省	
	青森原子力産業立地調整官事務所 六ヶ所連絡室	
	資源エネルギー庁 サイクル産業課	
	三沢市 政策調整課	
	東北町 企画課	
	野辺地町 防災安全課	
	横浜町 企画財政課	
	東通村 原子力対策課	

注)
□：原災法第25条第2項に基づく報告先

別図6（1／2） 対策本部設置後の連絡経路（事業所内での事象発生時）

事業部対策本部	連絡先	備考
	内閣府（内閣総理大臣）	
	原子力規制庁 原子力防災政策課（原子力規制委員会）	
	内閣官房（内閣情報調査室）	
	内閣官房 （内閣官房副長官補（事態対応・危機管理担当））	
	内閣府政策総括官（防災担当）付	
	東北経済産業局 総務企画部 総務課	
	原子力保安検査官	
	青森県 災害対策本部	
	六ヶ所村 警戒本部又は災害対策本部	
	オフサイトセンター （原子力防災専門官）	
	国 現地警戒本部又は現地対策本部	合同対策協議会が設置され、これに参加している場合は、合同対策協議会を通じて連絡する。
	青森県 現地災害対策本部	
	六ヶ所村 現地連絡本部	
	八戸海上保安部	
	むつ労働基準監督署	
	北部上北広域事務組合消防本部	
	六ヶ所消防署	
	青森県警察本部	
	野辺地警察署	安全協定に基づく連絡
	経済産業省	
	青森原子力産業立地調整官事務所 六ヶ所連絡室	
	資源エネルギー庁 原子力立地・核燃料サイクル産業課	
	三沢市 政策調整課	
	東北町 企画課	
	野辺地町 防災安全課	
	横浜町 企画財政課	
	東通村 原子力対策課	

注)
□：原災法第25条第2項に基づく報告先

別図6（1／2） 対策本部設置後の連絡経路（事業所内での事象発生時）

原子力規制庁の組織改正に伴う変更

内閣官房国家安全保障局発足に伴う名称変更

資源エネルギー庁組織名称反映

6

6

事業部対策本部

連絡先	備考
内閣府（内閣総理大臣）	
原子力規制庁 原子力防災課（原子力規制委員会）	
国土交通省 大臣官房参事官（運輸安全防災）付 自動車局 環境政策課※1 海事局 検査測度課※2	
内閣官房（内閣情報調査室）	
内閣官房 （内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当））	
内閣府政策総括官（防災担当）付	
東北経済産業局 総務企画部 総務課	
原子力防災専門官	
原子力保安検査官	
国の現地対策本部又はオフサイトセンター	
事象発生場所を管轄する都道府県知事又は都道府県の災害対策本部	
事象発生場所を管轄する市町村長又は市町村の災害対策本部	
事象発生場所を管轄する海上保安部	
事象発生場所を管轄する労働基準監督署	
事象発生場所を管轄する消防署	
事象発生場所を管轄する警察署	
青森県原子力安全対策課	
経済産業省 青森原子力産業立地調整官事務所 六ヶ所連絡室	
青森県原子力センター 安全監視課	
六ヶ所村 原子力対策課	
第二管区海上保安本部警備課	
八戸海上保安部	
青森県警察本部	
北部上北広域事務組合消防本部	
(財)核物質管理センター六ヶ所保障措置センター	
資源エネルギー庁 サイクル産業課	
三沢市 政策調整課	安全協定に基づく連絡
東北町 企画課	
野辺地町 防災安全課	
横浜町 企画財政課	
東通村 原子力対策課	

注) ：原災法第25条第2項に基づく報告先
※1：事象発生が陸上輸送中の場合
※2：事象発生が海上輸送中の場合

別図6（2／2） 対策本部設置後の連絡経路（事業所外運搬での事象発生時）

7

読み替え後

連絡先	備考
内閣府（内閣総理大臣）	
原子力規制庁 原子力防災政策課（原子力規制委員会）	
国土交通省 大臣官房参事官（運輸安全防災）付 自動車局 環境政策課※1 海事局 検査測度課※2	
内閣官房（内閣情報調査室）	
内閣官房 （内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当））	
内閣府政策総括官（防災担当）付	
東北経済産業局 総務企画部 総務課	
原子力防災専門官	
原子力保安検査官	
国の現地対策本部又はオフサイトセンター	
事象発生場所を管轄する都道府県知事又は都道府県の災害対策本部	
事象発生場所を管轄する市町村長又は市町村の災害対策本部	
事象発生場所を管轄する海上保安部	
事象発生場所を管轄する労働基準監督署	
事象発生場所を管轄する消防署	
事象発生場所を管轄する警察署	
青森県原子力安全対策課	
経済産業省 青森原子力産業立地調整官事務所 六ヶ所連絡室	
青森県原子力センター 安全監視課	
六ヶ所村 原子力対策課	
第二管区海上保安本部警備課	
八戸海上保安部	
青森県警察本部	
北部上北広域事務組合消防本部	
(財)核物質管理センター六ヶ所保障措置センター	
資源エネルギー庁 原子力立地・核燃料サイクル産業課	
三沢市 政策調整課	安全協定に基づく連絡
東北町 企画課	
野辺地町 防災安全課	
横浜町 企画財政課	
東通村 原子力対策課	

注) ：原災法第25条第2項に基づく報告先
※1：事象発生が陸上輸送中の場合
※2：事象発生が海上輸送中の場合

別図6（2／2） 対策本部設置後の連絡経路（事業所外運搬での事象発生時）

7

備考

原子力規制庁の組織改正に伴う変更

内閣官房国家安全保障局発足に伴う名称変更

資源エネルギー庁組織名称反映